れていること。

b)　2012年２月18日時点で、放送衛星業務の送信宇宙局への申請が無線通信局で既に受領されていること。

以下を決議し、

1　2012年２月18日より前にMIFRに登録又は第11条の規定に基づき通知された固定及び移動業務局の周波数割当ては、2015年12月31日又は次の世界無線通信会議初日のうち、いずれかの早い方の日までに第5.530A号に規定された制限に準拠すること。

2　第一、第三地域における放送衛星業務の宇宙局への周波数割当てで、

－　第11条の規定に基づき2012年２月18日より前にMIFRに登録されたもの、

－　第９条の規定に基づき2012年２月18日より前に調整されたもの又は

－　第9.30号の規定に基づき、2012年２月18日より前に完全な通知が無線通信局に受理されているもの

は、2012年２月18日時点で第21条の表21-4に規定される制限に準拠すること。

以下を無線通信局長に指示する。

全てのITUの主管庁に回章を送付し、これらの新しいpfd制限と2012年2月18日より前に提出された送信局への要求条件について注意を喚起すること。

追　　決議第756（WRC-12）　第9.7号による調整における第9.41号を適用する際に使用される技術基準と調整軌道弧縮小の可能性の研究

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　調整軌道弧は調整ファイリングの審査業務を合理化し、無線通信局の運用を減らすことを目的に導入された手法であること。

b)　より効率的な調整手続が望ましいこと。

c)　調整軌道弧の更なる縮小とともに、影響を受ける主管庁が特定できるような適切な基準が望ましいこと。

d)　現在、影響を受ける主管庁の特定にはΔT/Tによる基準が用いられていること。

以下を認め、

a)　本世界無線通信会議では、6/4GHz及び14/10/11/12GHzの周波数帯*における調整の要求を特定するために使用する調整軌道弧を縮小したこと。

b)　これらの周波数帯では調整軌道弧の更なる縮小が可能と思われること。

c)　固定衛星業務により用いられている30/20GHz帯**でも調整軌道弧を縮小することが妥当と思われること。

d)　6/4GHz及び14/10/11/12GHzの周波数帯における調整過程の改善は、第9.41号の規定を適用する際に用いられる技術基準にも依存すること。

e)　第9.7号に基づく調整における第9.41号の適用に当たって現行のΔT/T基準が用いられる周波数帯は、付録第５号の表5-1に記載されていること。

f)　影響を受ける主管庁の特定及び調整過程において用い得る他の基準（例えばC/I、pfd）がある可能性があること。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

1　第9.41号の適用における現行の基準（ΔT/T>6%）の効果と妥当性を評価し、（本決議の第１及び第２附属書に示された代替案を含め）認識事項e)に示された帯域における代わりの尺度について、適宜検討すること。

2　6/4GHz及び14/10/11/12GHzの周波数帯において付録第５号（WRC-12、改）の調整軌道弧の更なる縮小が適当であるか、また30/20GHz帯での調整軌道弧の縮小が適当であるかを研究すること。

以下を無線通信局長に指示する。

WRC-15での検討のため、自らの報告の中に以下を含めること。

－　上記決議事項１及び２で言及されたITU-R研究の結果

－　認識事項d)に示された周波数帯における第9.7号による調整について、第9.41号の利用に関する統計

*　3400-4200MHz（宇宙から地球）、第一地域の5725-5850MHz（地球から宇宙）、5850-6725MHz（地球から宇宙）、7025-7075MHz（宇宙から地球）及び（地球から宇宙）、10.95-11.2GHz（宇宙から地球）、11.45-11.7GHz（宇宙から地球）、第二地域の11.7-12.2GHz（宇宙から地球）、第三地域の12.2-12.5GHz（宇宙から地球）、第一及び三地域の12.5-12.75GHz（宇宙から地球）、第二地域の12.7-12.75GHz（地球から宇宙）並びに13.75-14.5GHz（地球から宇宙）

**　27.5-30GHz（地球から宇宙）、17.7-20.2GHz（宇宙から地球）

第１附属書　特定の無線通信業務及び周波数帯における第9.7号による調整への第11.32A号の適用可能例

ΔT/T>6%の基準に代わって、静止衛星軌道対静止衛星軌道の調整を発動する第一の案は、より精度の高い基準を用い、国際周波数登録原簿に記録済みの割当てが不当に厳しい保護を要求しないように及びその近辺への新しい割当調整を妨げることがないようにするものである。この方法は、第11.32A号で示されているように、有害な混信の確率をより正確に定量化するものであり、第11.41号の適用の機会を減らすものである。

本手法は、第11.32A号を適用する際少なくとも最初に、以下の周波数帯の固定衛星、放送衛星及び移動衛星業務の静止衛星通信網への周波数割当ての間の第9.7号に基づく調整に適用することが可能である。

－　3400-4200MHz（宇宙から地球）、5725-6725MHz（地球から宇宙）、7025-7075MHz（地球から宇宙）の周波数帯

－　10.95-11.2GHz（宇宙から地球）、11.45-11.7GHz（宇宙から地球）、11.7-12.2GHz（宇宙から地球、第二地域）、12.2-12.5GHz（宇宙から地球、第三地域）、12.5-12.75GHz（宇宙から地球、第一地域及び第三地域）、13.75-14.5GHz（地球から宇宙）の周波数帯

この方法において無線通信局は、第11.32A号に基づく審査の際、pfdが規定値よりも小さいか同等と判断すれば、有害な混信の確率は無視できるとみなし、可判定を出すものとする。

もし、上記pfd限度が満足されない場合には、有害な混信が無視できる範囲か否かを判断するため、無線通信局は関連する手続規則を用いる場合がある。

第２附属書　特定の無線通信業務及び周波数帯における第9.7号に基づく調整への別